

町内会困りごとQ & A

ここでは、よくある困りごとについて「Q & A」として掲載しています。
その他、問合せ事項がある場合には、市民・NPO 活動推進課へ御相談ください。

Q 1. 地域にひとり暮らしの高齢者がいるが、何かあったとき不安である。

まずは、地区担当の民生委員・児童委員の方に御相談ください。民生委員・児童委員の連絡先などが分からないときは、保健福祉総務課（Tel924 - 3822）へ御連絡ください。

Q 2. 持主のわからない土地や建物があり、管理状況に不安がある。

相談の内容によって担当課と協議しますので、まずは市民・NPO 活動推進課（Tel924 - 3471）へ御連絡ください。

Q 3. 生活に困っていると思われる人が、近所の公園で寝泊りしている。 どこに相談したらよいか。

保健福祉総務課（Tel924 - 3822）又は最寄りの警察署（郡山警察署 Tel922-2800、郡山北警察署 Tel991-0110）へ御相談ください。

Q 4. 道路で危険な場所がある。どこに相談したらよいか。

市道の場合は道路維持課（Tel924-2301）、県道の場合は福島県県中建設事務所（Tel935-1456）、国道の場合は郡山国道事務所郡山維持出張所（Tel932-4486）にお問い合わせください。

Q 5. 防犯灯の球切れ、破損を見つけたらどうしたらよいか。

市民安全課（Tel924-2151）又は最寄りの行政センターにお問い合わせください。
その際、電柱等に付いている防犯灯プレートの番号を御連絡ください。

（関連：34 ページ）

Q 6. 近所にアパートやマンションができたが、町内会への勧誘はどうしたらよいか。

町内会・自治会の役割や加入の利点について、具体的に説明することで町内会への加入を促すことが効果的です。なお、市では、町内会加入を呼びかけるチラシを作成しておりますので、市民・NPO 活動推進課（Tel924-3471）へ御相談ください。

Q 7. 市の事業で何か工事をしているが、内容をもっと詳しく知りたい。

市民・NPO 活動推進課（Tel924-3471）でお調べいたしますので、御連絡ください。

Q 8. 市が新しい事業を実施するようなので内容が知りたいが、担当部署がわからない。

市民・NPO 活動推進課（Tel924-3471）でお調べいたしますので、御連絡ください。

Q 9. ごみ集積所の設置や場所の変更をしたい。

届出が必要となりますので、清掃課（Tel924-2181）へ御相談ください。
（関連：35 ページ）

Q10. 路上で漏水している。

すみやかに調査しますので、水道局配水課（Tel932-7642）へお問い合わせください。（関連：44 ページ）

Q11. 地域づくりをしたい。

市や県において、地域づくり活動を行っている団体を支援する各種制度を設けています。詳しくは、市民・NPO 活動推進課（Tel924-3471）へお問い合わせください。
（関連：27～30 ページ）

Q12. 町内会員の帳簿を作成したいが、個人情報保護の問題があり難しい。

町内会の活動では、いろいろな場面で会員の情報が必要となります。そのとき、個人情報保護の関係から、連絡先等の情報を教えてもらえないケースがあるようです。作成にあたっては、なぜその情報が必要なのかを十分に説明したうえで理解していただくことが重要です。また、集めた情報は、厳重に管理・保管し、目的外には使用

しないのはもちろん、細心の注意を払うことが重要です。

詳しくは、市民・NPO 活動推進課（Tel924-3471）へお問い合わせください。

Q13. 町内会の活動中に怪我をしてしまった。

市では、市民の皆さんが安心して町内会活動を行えるよう、市が保険料を負担し、活動を行う市民の皆さんを補償対象とする「まちづくり活動保険」を導入しています。詳しくは、市民・NPO 活動推進課（Tel924-3471）へお問い合わせください。

（関連：28 ページ）

Q14. 地域で集会所を建てたい、直したい。

市では、集会施設の新築、改築工事や修繕に要する費用の一部を補助する制度を設けています。詳しくは、市民・NPO 活動推進課（Tel924-3471）へお問い合わせください。（関連：25～26 ページ）

Q15. 町内会の名義で土地や建物を取得するには、どうしたらよいか。

集会施設などの財産を持つ町内会は、市に申請し、認可を受けることで、法人格を持つことができます。このような法人として認可を受けた町内会（「認可地縁団体」といいます）は、町内会名義での不動産登記が可能となります。詳しくは、市民・NPO 活動推進課（Tel924-3471）へお問い合わせください。（関連：24～25 ページ）

Q16. 選挙区内の政治家から町内会の行事に差入れがあった場合、受け取ってよいか。

公職選挙法では、政治家が選挙区内の人に対して一切寄附をしてはならないこととされています。また、選挙区内の有権者が政治家に寄附を求めることも禁止されています。